

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界 2023 年度案件別外部事後評価パッケージ
I-5 (中東・北アフリカ、メキシコ、ブラジル、
ベトナム) (QCBS)

調達管理番号：23a00112

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者とする契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

本紙別添【事後評価業務における排除者条項】について、2023年度版として更新していますので必ず確認願います。

2023年6月7日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年6月7日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界 2023 年度案件別外部事後評価パッケージ I-5（中東・北アフリカ、メキシコ、ブラジル、ベトナム）(QCBS)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年8月～2024年11月

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Isato.Maiko@jica.go.jp

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

- (2) 事業実施担当部
評価部 事業評価第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 6月 13日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 6月 21日 12時
3	質問への回答 6月14日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 6月 19日
4	質問への回答	第2回(最終) 回答日 2023年 6月 26日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額(電子入札システムへ送 信)、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年 6月 30日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 7月 19日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日(順位が第 1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内 (連絡先: e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本項目については、2023年度版の別添「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4.（3）参照
- 2) 提出先：上記 4.（1）選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注 3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記 4.（3）日程のとおり、原則 2 回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願いま

す。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

別紙2「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されません。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額(N)：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

【事後評価業務における排除者条項（2023年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません²。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記1. の業務従事の形式に加え、その内容（TORから生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧OECF、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JVによる応札で上記1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の**防止策**を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。**なお、契約の実施段階において、利益相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。**

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記1. ①～④に該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務のTOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の**防止策**について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、6月23日

² 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください

(金) 12 時まで、評価部事業評価第一課宛 (evtel@jica.go.jp) に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前に JICA への連絡を行っていない場合でも、JICA からプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係 (*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例) 準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1 人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の業務主任者・該当案件の担当者（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、 情報共有を遮断する体制を確保する。
②、 ③、 ④	(例) 案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5 人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例) J/V の一員（A 社）が X 事業で、案件準備の業務受託をした。5 人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X 事業の事後評価は業務主任者・担当者ともに JV を構成する B 社が担う。 <u>その際、A 社と B 社で情報共有を遮断する体制を確保する。</u>

(*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(*3) 利益相反の**防止策**は具体的に体制、情報の授受・**遮断**の方法等について計画し、JICA に提示願います。

以上

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「全世界 2023 年度案件別外部事後評価パッケージ I-5（中東・北アフリカ、メキシコ、ブラジル、ベトナム）（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の背景・経緯

当機構は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

- (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および相手国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
- (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、相手国政府及び当機構による当該事業及び将来事業における改善を図ること。技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 業務の目的と範囲

本業務は、2023年度外部事後評価として、DAC評価6基準による評価を行うものである。本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

	国名	スキーム	案件名
1	中東・北アフリカ	海外投融資	中東・北アフリカ支援ファンド
2	ブラジル	海外投融資	農業サプライチェーン強化事業
3	メキシコ	海外投融資	メキシコ太陽光発電事業
4	ベトナム	海外投融資	ビンズオン省上水道拡張事業
5	ベトナム	海外投融資	クアンチ省陸上風力発電事業

第4条 業務の実施方針及び留意事項

(1) 調査・分析の実施基準

事後評価に当たっては、機構が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）³及び以下の資料に準拠すること。本調査により収集・確認されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行うこと。

- 外部事後評価レファレンス（2023年度版）⁴
- 外部事後評価における調査手法のレファレンス
- JICA事業評価ガイドライン（第2版）⁵
- JICA事業評価ハンドブック（Ver.2.0）⁶
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）⁷

(2) 安全配慮と現地調査範囲

業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。案件ごとの具体的な対応は以下のとおり⁸。

1) 中東・北アフリカ：中東・北アフリカ支援ファンド

- ・本事業は、国際金融公社（IFC）が運営に参加する中東・北アフリカ支援ファンドへの出資を通じ、中東・北アフリカ地域の平和と安定を支援するファンド出資型海外投融資事業である。
- ・本事後評価においては、ファンドマネージャーであるIFCアセットマネジメントカンパニーはオンライン・インタビューを前提とし、業務従事者は現地調査補助員とともに投資先案件（サブプロジェクト）のあるエジプトへ現地調査（1回）を実施することを想定している。
- ・本事業はファンドへの出資案件であり、案件形成時に設定している運用効果指標について、どの評価項目で取り扱うべきかを整理の上、本事業の事業目的に鑑みアウトプットからアウトカムロジックが適切かどうかを確認し、必要に応じて事業ロジックの再整理を提案すること⁹。
- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等のうち、事前評価表では、③に

³ 評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法についてプロポーザルで提案すること。

⁴ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> よりダウンロード可

⁵ 同上

⁶ 同上

⁷ https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html よりダウンロード可

⁸ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修正されることとなります。

⁹ 事前評価表の運用効果指標として設定されている投資件数、投資総額及びEquity IRRは、ファンド全体の実績を確認する項目として、「効率性」で確認することを想定しているが、プロポーザルで提案し、評価方針の作成の段階で確定することとする。

関して、IFC との幅広い連携の方針が記載されている。これについて、実施中・事後評価時点での連携/調整の実施状況、具体的な成果を確認する。また、IFC との連携以外にも、上記の②～③について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを確認する。

- ・本事業の運用効果指標については、投資決定時に個別案件ごとに設定されることになっていることから、サブプロジェクトごとに設定された運用効果指標を基に、事業開始前の計画値と事業完了以降の実績値を確認すること。
- ・本事業の定性的指標については、中東・北アフリカ地域の雇用創出及び民間投資促進を通じた経済社会の安定化への寄与について、入手可能な既存データに加えて、IFC アセットマネジメントカンパニーや投資先企業等の関係者へのインタビューから情報収集し分析する。
- ・本事業は、機構出資前にサブプロジェクトが特定できないことから、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）においてカテゴリ F1 に分類されている。本事業のサブプロジェクトでは、IFC が環境社会持続性方針（2012年1月版）に基づき環境社会配慮モニタリングを行うことになっていることから、計画通りにモニタリングが実施されているか確認し、正負のインパクトに留意して分析する。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「ファンド投資前に、IFC はファンド退出方針を検討し、投資先との契約条項に明記する」点が記載されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・なお、本事業の最終受益者として、広く中東・北アフリカ地域の住民が想定されるが、受益者特定が困難な本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

2) ブラジル：農業サプライチェーン強化事業

- ・本事業は、ブラジルに拠点を置くブラジル4大穀物メジャーと同水準の事業規模を誇る地場最大の農業コングロマリットであるアマッジグループの中核企業である Ammagi Exportacao e Importacao Ltda. 社のブラジル北東部における穀物輸送インフラ整備、中小規模農業向けの耕作資金貸付、穀物買付に対する事業型コーポレートファイナンスである。
本事後評価では、業務従事者は現地調査補助員とともに、事業サイト（北部ロライマ州の既設穀物倉庫、新設農業資材倉庫、マッドグロッソ州の既設穀物倉庫、北部ロライマまたはマッドグロッソ州の新規貸付農家）を踏査し、施設の稼働状況、運営維持管理状況、小規模農家向け貸付状況などを確認する。
- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、② JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③ JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等について、実施中・事後評価時点での連携/調整の実施状況、具体的な成果を確認する。また、現在実施中の技プロ「アグリフードチェーンにおけるイノベーション・エコシステム及び持続可能性強化のための精密・デジタル農業共創プロジェクト」について、実施準備段階における本事業との関係性と、相乗効果の有無についても、確認すること。
- ・本事業の有効性とインパクトについて、定量指標として事前評価表に記載のある運用効果指標①穀物倉庫の設備利用率（穀物回転率/年）、②事業対象地域におけるアマッジ社の穀物集荷量（千トン）の変化について、北部ロライマ州

とマッドグロッセ州における穀物倉庫の事業開始前と事業完了以降の実績値を確認すること。加えてブラジル北東部の貸付農家契約数について、本事後調査時点での実績値を確認すること。なお、アウトカムである「農業生産性を向上するための農家向け耕作資金貸付・営農指導¹⁰」については、新規契約農家に対し、インタビューを行い、貸付前後の農業生産性の変化に関するヒアリングを実施する。治安状況やアクセスの困難さ等の理由により業務従事者が踏査できない場合は、現地調査補助員による踏査あるいは質問票の他に電話インタビューやオンライン等の手段を講じ情報収集のうえ評価分析を行うことを可とする。なお、インパクトについては、本対象地域であるマッドグロッセ州、およびロライマ州を含むブラジル北東部地域の農業開発促進、同地域の経済発展についても影響を確認すること。

- ・ 本対象地域であるマッドグロッセ州、およびロライマ州を含むブラジル北東部地域の農業開発促進、同地域の経済発展についても影響を確認すること。過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「事業の継続的な効果発言の為には、実施機関による適切な維持管理計画、資金的裏付けの確保、および着実な実施モニタリングの重要性」が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・ なお、本事業の最終受益者として広くブラジル北東部地域の国民が想定されるが、受益者特定が困難な本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

3) メキシコ：メキシコ太陽光発電事業

- ・ 本事業は、Sempra社の子会社であり、メキシコで最大規模の民間電力会社であるInfraestructura Energética Nova, S. A. B. de C. V.（以下、「IEnova社」という）の再生可能エネルギー推進事業に対する事業型コーポレートファイナンスである。
- ・ 本事後評価では、3つの事業サイト（同国バハカリフォルニア州メヒカリ、ソノラ州カボルカ、ソノラ州ベンハミンヒル）を踏査し、IEnova社が設立する特別目的会社3社がメキシコ国内で行う下記3つの太陽光発電事業設備（発電所・変電所・送電線）の稼働状況、運営維持管理状況を、業務従事者が現地調査補助員とともに踏査して確認する。なお、治安が大幅に悪化した場合は評価部との協議の上、現地調査補助員のみによる踏査も可とする。
- ・ 本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等について、実施中・事後評価時点での連携/調整の実施状況、具体的な成果を確認する。
- ・ 本事業の有効性・インパクトについては、審査時に設定された年間発電量（GWh／年）、最大出力（MW）及び年間CO2 排出削減量（t／年）について確認するとともに、本事業のインパクトとして、電源多様化の推進による気候変動影響の緩和への寄与について入手可能な既存データに加えて、国立エネルギー管理センターをはじめとする借入人・関係省庁等の関係者へのインタビューから情報収集し分析する。気候変動影響の緩和への寄与を検討するにあたって、同国発電量の再生可能エネルギーが占める割合の変化、同国CO2排出量全体の変化等

¹⁰ ブラジル北東部における農家向けの営農指導は JICA 非融資対象（配付資料の審査調書 9 ページ参照）

も参考値として確認する。

- ・ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月交付）においてカテゴリーBに分類されている。非自発的な用地取得、住民移転は伴わない想定だが、環境管理の面で廃棄物や騒音等緩和策及びモニタリング計画が検討されていたものについて、計画通りに実施・モニタリングされているか確認し、正負のインパクトに留意する。また、ジェンダー等の視点からローカルコミュニティに対する社会貢献があったかどうか確認する。
- ・ 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「持続的・自立的に空港施設運用を行っていくためには組織運営面（人材・技術面等）を強化していくことが必要であるが、本事業の維持管理はIEnova 社が担当し、同社はこれまでガス発電や再エネ事業（含む太陽光発電）のオペレーションを行っており、発電オペレーションの知見は高い」点が記載されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・ なお、本事業の最終受益者として広くメキシコ国民が想定されるが、気候変動は人類共通の課題であるという特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

4) ベトナム：ビンズオン省上水道拡張事業

- ・ 本事業は、ベトナム南部のビンズオン省最大の民間上水道・廃棄物事業者である、Binh Duong Water Environment Joint Stock Company (BIWASE) の浄水場拡張事業に対する事業型コーポレートファイナンスである。
- ・ 本事後評価では、事業サイト（ビンズオン省南部タンヒエップ地区の浄水場、ドンナイ川からの取水施設、浄水場までの導水施設）を踏査し、同施設の整備・稼働状況、運営維持管理状況を、業務従事者が現地調査補助員とともに踏査して確認する。
- ・ 本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等について、計画時・実施中・事後評価時点での連携/調整の実施状況、具体的な成果を確認する。
- ・ 本事業の有効性・インパクトについては、審査時に設定された、浄水処理能力（ m^3 /日）、浄水場の給水量（ m^3 /年）、増設施設利用率（%）について確認すると共に、本事業のインパクトとして、浄水場の拡張及び給水能力の増強による持続的な都市環境の改善、工業化の推進、公衆衛生の向上、本事業が給水を行う工業団地に立地する日系企業への安定的な浄水供給への寄与について、入手可能な既存データに加えて借入人・関係省庁等の関係者へのインタビューから情報収集し分析する。
- ・ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月交付）においてカテゴリーBに分類されている。非自発的な用地取得、住民移転は伴わない想定だが、環境管理の面で 大気質、水質、騒音、生態系等の緩和策及びモニタリング計画が検討されていたものについて、計画通りに実施・モニタリングされているか借入人に確認し、正負のインパクトに留意する。
- ・ 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には「浄水場の施設規模を適切に計画する為には、精度の高い需要予測が必要であり、予測の算出方法と前提条件の適切性を確保する必要がある」点が明記されている。本事業ではこれらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

- ・ なお、本事業の最終受益者として、広くビンズオン省タンヒエップ地区の住民が想定されるが、受益者特定が困難な本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

5) ベトナム：クアンチ省陸上風力発電事業

- ・ 本事業はベトナムに設立された特別目的会社である Lien Lap Wind Power Joint Stock Company、Phong Nguyen Wind Power Joint Stock Company 及び Phong Huy Wind Power Joint Stock Company の 3 社が実施する 48MW の風力発電事業に対するプロジェクトファイナンスである。
- ・ 本事後評価では、業務従事者は現地調査補助員とともに、事業サイト（クアンチ省の風力発電施設及び送変電等関連施設）を踏査し、上記特別目的会社 3 社が実施する下記 3 つの風力発電所の稼働状況、運営維持管理状況などを確認する。

1. Lien Lap 風力発電所
2. Phong Huy 風力発電所
3. Phong Nguyen 風力発電所

- ・ 本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等について、実施中・事後評価時点での連携/調整の実施状況、具体的な成果を確認する。
- ・ 本事業の有効性・インパクトについては、審査時に設定された定量的指標①設備利用率（％）、②合計最大出力（MW）、③送電端電力量（GWh/year）、④CO₂ 排出削減量（t/年）について確認するとともに、本事業のインパクトとして、電力需給改善による住民の生活環境改善・地域の経済活性化、気候変動の緩和、プロジェクトファイナンス組成による今後の商業銀行による案件形成の呼び水効果、日本企業にとっての今後の再エネ市場拡大への寄与について入手可能な既存データに加えて借入人・関係省庁等の関係者へのインタビューから情報収集し分析する。気候変動影響の緩和への寄与を検討するにあたって、同国発電量の再生可能エネルギーが占める割合の変化、同国 CO₂ 排出量全体の変化等も参考値として確認する。
- ・ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月交付）においてカテゴリ B に分類されている。非自発的な用地取得、住民移転は伴わない想定だが、環境管理の面で 大気質、水質、騒音、生態系等の緩和策及びモニタリング計画が検討されていたものについて、計画通りに実施・モニタリングされているか借入人に確認し、正負のインパクトに留意する。
- ・ 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には「事前に F/S 等で電力系統能力を分析し、事業性の判断に織り込むことが有用である」点が明記されている。本事業ではこれらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・ なお、本事業の最終受益者として広くベトナム国民が想定されるが、気候変動は人類共通の課題であるという特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(3) ローカルリソースの活用

業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員¹¹を確保すること。

- 借入人や民間連携事業部を含む関係者、インタビュー対象者等との連絡・調整
- 既存情報収集の支援
- サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
- 質問票の回収やインタビュー後のフォローアップ

(4) 評価プロセスにおける発注者への確認

評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。各プロセスにおいては、機構内関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。また、英文・亜文・葡文・西文・越文（亜文については中東・北アフリカ案件、葡文についてはブラジル案件、西文についてはメキシコ案件、越文についてはベトナム案件のみ。以下同様）で作成したものについては、発注者に提示する前にネイティブチェックを行うこと。

- 評価方針（和文）の確定（25 営業日）
- 事前事後比較表（和文）の確定（25 営業日）
- 評価報告書（和文）の最終確定（30 営業日）
- 評価報告書（英文）の確定（25 営業日）

(5) 発注者による様式等の提示

評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、発注者が提示する「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

(6) 秘匿性の高い情報への取扱留意

海外投融資の事後評価では、民間企業の財務情報など秘匿性の高い情報を取り扱うため、情報の管理には十分注意する。電子データにはパスワードを掛けて、管理すること。調査対象借入人から取得する個々の情報については、公開可否を確認すること。

第5条 調査の内容

(1) 調査対象借入人に対する現地説明用資料の作成

対象案件ごとに事後評価調査の概要（現地調査計画を含む全体スケジュール、調査団の構成、案件概要）等を記載した借入人向け資料（現地説明用資料（英文・亜文・葡文・西文・越文））を作成する。なお、当該資料には、機構の事後評価制度の概要を含むものとする。

(2) 評価方針の作成

¹¹ 現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルで提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。外部事後評価レファレンス（2023年度版）に基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理した評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る¹²。

（3） 質問票の作成

評価方針に基づき、対象案件ごとに調査対象借入人及び関係者に対する質問票（英文・亜文・葡文・西文・越文）を作成する。質問票については、発注者から相手国調査対象借入人に送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出すること。質問票は回答のしやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

（4） 評価に必要な情報の収集・整理（第1次現地調査）

上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を借入人（必要に応じて相手国関係機関）および JICA 民間連携事業部・JICA 事務所に説明する。借入人等との協議に際しては、JICA が提供する既存資料を用いて JICA の事後評価制度の概要を説明する。また、評価方針に基づき、事後評価に必要なとなる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。また、発注者が事前に送付した質問票の回答を調査対象借入人から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。なお、第1次現地調査の最後に JICA 事務所への報告を行うこと。

（5） 定性調査

（4）にて収集した情報に基づき評価判断を行うことを原則とするが、設定された指標の検証を行うために追加的な調査として以下の定性調査を行う。本定性調査を行う際は、それぞれの調査項目、調査対象者、調査対象地等、その実施方針を方策案作成の段階で協議の上、発注者の承認を得る。住民選定は、男女比、年齢層が分散するように考慮しつつランダムに行う。

1) ブラジル：農業サプライチェーン強化事業

調査範囲：貧困率が高くカカオ生産量の多いスラウエシ地域にて、生産農家の規模にも配慮し選定し¹³、合計 30 農家を対象にインタビュー調査を行う。

調査内容：作付面積、農業粗収益額、生活環境・意識の変化など

（6） IRR 再計算¹⁴

対象案件のうち、以下の案件については IRR の再計算（FIRR/EIRR）を行う。事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。別途提示する IRR 再

¹² 評価部の確認に15営業日（通常3回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。

¹³ ヒアリング対象の農家については、リストが入手可能であればリストを使用しランダムに選定し、利用可能なリストがない場合は借入人と相談のうえ選定することを想定。

¹⁴ 外部事後評価レファレンス 別添5を参照。

計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と同時に発注者に提示し、確認を得る。また、算出根拠資料は収集資料の一部として提出すること。

	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	中東・北アフリカ	中東・北アフリカ支援ファンド	Equity IRR
2	ベトナム	ビンズオン省上水道拡張事業	FIRR
3	ベトナム	クアンチ省陸上風力発電事業	FIRR

(7) 事前事後比較表（案）の作成及び暫定評価

収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原則 15 ページ以内）を作成する。その際暫定的にレーティングを付与する。併せて提言・教訓の方向性を検討する。事前事後比較表（案）について、（発注者が開催する検討会において）発注者に説明し、承諾を得る。

(8) 暫定評価に係る借入人との協議（第 2 次現地調査）¹⁵

(7) の暫定的な評価につき、調査対象借入人と協議を行う¹⁶。なお、実現性の高い提言となることを目的として、借入人のみならず、提言内容の実施者として想定される相手国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき協議を行う。なお、第 2 次現地調査の最後に JICA 事務所に報告を行うこと。

(9) 提言・教訓の検討

収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(10) 調査対象借入人への評価結果概要フィードバック

上記(8)及び(9)を踏まえた評価結果概要について、借入人、相手国関係機関、JICA 民間連携事業部等へ報告し、コメントを聴取する。

(11) 追加情報の収集

上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(10)及び(11)の業務については、調査対象国へ渡航して実施することを想定する。

(12) 評価報告書¹⁷（案）の作成

上記(11)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則 20 ページ以内の評価報告書（案）（和文）を取りまとめ、発注者の承諾を得る¹⁸。和文の承諾後、評価報告書（案）（英文・亜文・葡文・西文・越文）を作成し、発注者の承諾を得る¹⁹。

¹⁵ 簡易型評価の場合には、第 2 次現地調査は実施しないため、本項に記載の協議については、必要に応じて遠隔にて実施する。

¹⁶ 暫定的な結果については、確定前の評価のため、情報の扱い方には十分に留意すること。

¹⁷ 簡易型評価の場合は「評価報告書」を「評価結果票」に読み替えてください（結果票は原則 10 ページ以内）。

¹⁸ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ 15 営業日が必要です。

¹⁹ 評価部の確認に 10 営業日、相手国実施機関等からのコメント取り付けに 15 営業日が必要です。

海外投融資の事後評価報告書は要旨のみを公開するため、指定のフォーマットに基づき、発注者のホームページ上に公開する「報告書要旨（和・英）」も作成し、発注者の承諾を得る。

その後、全文版（英文）と公開版要旨（英文）について発注者が調査対象借入人等からのコメント及び要旨公開に係る同意書を取り付け、そのコメントも踏まえ評価報告書（案）（英文）を最終化し、発注者の承諾を得る。

（１３）教訓シートの作成

評価結果の確定内容を踏まえ、発注者が提示する雛型に基づき、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート（和文・英文）を作成する。

第 6 条 報告書及び提出物等

（１）成果品

１）評価報告書（和文・英文）

- ・要旨あるいは要約版を作成する場合は当該資料も含む。
- ・報告書の仕様は以下のとおりとする。最終報告書の記載方法等については、第 3 章 プロポーザル作成にかかる留意事項 2. 業務実施上の条件（４）配付資料／公開資料等を参照のこと。

提出様式：電子データ（PDF 版・Word 版：CD-R 3 部）による提出。

提出期限：2024 年 11 月 1 日

（２）提出物

１）収集資料²⁰

- ① 一次データ（定量調査であれば、データ収集用の質問票・分析に用いたデータセット、定性調査であればインタビューの記録資料など）を含めること。
- ② IRR 再計算の根拠資料
- ③ 現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5 枚程度（解析度 300～350dpi）²¹

２）教訓シート（第 5 条（１３）参照）

３）特殊言語版（亜文・葡文・西文・越文）の報告書案

提出様式：電子データ（CD-R 1 部）による提出。

提出期限：上記（１）と同じ。

第 7 条 その他

²⁰ 契約締結後に、別途打合簿にて、収集資料の内容を取り交わす。

²¹ 写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用します。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照してください。なお、当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼します（JICA の原稿謝金基準に従い謝礼をお支払いします）。

(1) 関係者との連絡

JICA との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に JICA から借入人に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が借入人等相手国関係機関や JICA 民間連携事業部、JICA 事務所に対する面談・会議の手配を行うこと。

(2) 安全管理

現地業務に先立ち、JICA の国別安全対策情報をホームページ（利用者登録の上 ID、パスワードを入手し閲覧）で必ず最新版を確認し、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地滞在中は安全管理に十分留意すること。当地の治安・新型コロナウイルス感染拡大状況については、在外公館および JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

(3) 個人情報

本業務により作成される評価報告書等は、JICA のホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、JICA の個人情報の保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）11 号）等に基づく取扱いとなる。

以上

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第4条(1) 調査・分析の実施基準、脚注3
2	運用効果指標の設定について	第4条(2) 1) 中東・北アフリカ：中東・北アフリカ支援ファンド、脚注9
3	現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第4条(3) ローカルリソースの活用、脚注11

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：事業評価に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／プロジェクト評価1
- プロジェクト評価2
- プロジェクト評価3

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 10.96人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／プロジェクト評価1）】

- ① 類似業務経験の分野：事業評価に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：中東・北アフリカ、ブラジル、メキシコ、ベトナム及びその他全途上国地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：プロジェクト評価2】

- ① 類似業務経験の分野：事業評価に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：中東・北アフリカ、ブラジル、メキシコ、ベトナム及びその他全途上国地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：プロジェクト評価3】

- ① 類似業務経験の分野：事業評価に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：評価なし
- ③ 語学能力：評価なし

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年8月～2024年11月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 13.16人月（現地：5.26人月、国内：7.90人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／プロジェクト評価1（2号）
- ② プロジェクト評価2（3号）
- ③ プロジェクト評価3（3号）
- ④ プロジェクト評価4

3) 渡航回数を目途 全10回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

本案件において、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託は想定しておりません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料（全案件共通）

- ・ 【ひな型】評価方針_事前事後比較表【スキーム別・和文】Ver. 3
- ・ 【ひな型】評価報告書【スキーム別・英文】Ver. 3
- ・ 【ひな型】評価報告書【スキーム別・和文】Ver. 3
- ・ 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 Ver. 3
【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス
(2018年度改訂版)

2) 配付資料（該当案件のみ）

- ・ 中東・北アフリカ「中東・北アフリカ支援ファンド」審査調書（抜粋版）
- ・ ブラジル「農業サプライチェーン強化事業」審査調書（抜粋版）
- ・ メキシコ「メキシコ太陽光発電事業」審査調書（抜粋版）
- ・ ベトナム「ビンズオン省上水道拡張事業」審査調書（抜粋版）
- ・ ベトナム「クアンチ省陸上風力発電事業」審査調書（抜粋版）

上述2)については、JICA 評価部 (jicaev@jica.go.jp) へ連絡し入手してください。審査調書の受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

3) 公開資料

- ・ 事業事前評価表（全スキーム）
<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>（案件名で検索）
事前評価表が未公表の場合は、以下よりご確認ください。
- ・ JICA 図書館にて公表されている報告書等²²
<https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html>
（案件名またはキーワードで検索）

4) その他関連資料

- ・ JICA 事業評価ガイドライン（第2版）
- ・ JICA 事業評価ハンドブック（Ver. 2.0）
- ・ 外部事後評価レファレンス（2023年度版）
[事業評価ガイドラインおよびハンドブック | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html)
(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>)（各リンク先よりダウンロード可能）
- ・ 事業評価年次報告書 2022
[事業評価年次報告書 2022 | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2022/index.html)
(https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2022/index.html)

²² 無償資金協力の場合、準備調査報告書、基本設計調査報告書、事業化調査報告書等を検索することが可能。技術協力の場合、詳細計画策定調査、中間レビュー、終了時評価報告書等を検索することが可能。いずれも、一部の案件でのみ実施されている調査種別もあり、また、報告書が公表されていない案件も一部あります。

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

【エジプト】

<全般的な留意点>

- ・ 安全 3 原則の遵守：目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。
- ・ 危機管理意識：自分の身は自分で守る。
- ・ 治安情報を同僚・隣人、大使館、メディア等を通じ、渡航、滞在目的に合わせた情報収集を主体的に行い、安全対策に努める。JICA 事務所では、JICA 関係者の主体的情報収集を補完する目的で、E-mail と SNS (Whatsapp) を通じ、事件テロ情報等を配信。
- ・ 緊急連絡手段の確保：安否確認等のため、携帯電話もしくは固定電話に常にえられる、また、携帯電話を充電できる状態を維持する。
- ・ 銃器を所持した犯罪者に遭遇した場合、生命・身体の安全最優先、無抵抗に徹する。但し、殺害を目的としたテロリストに遭遇した場合はこの限りではない。テロリストに遭遇した場合の行動三原則：Run（逃げる）、Hide（隠れる）、Fight（戦う）。

<治安関係>

- ・ 市中で警戒中の警察官等から距離を置くほか、軍や警察関連施設、宗教施設（大きなモスクや教会）、裁判所、多くの人が集まる場（タハリール広場、駅、バスターミナル、スタジアム等）などにはできるだけ近づかない。
- ・ 観光を目的とするバス等を利用しない。欧米系高級ホテルや大規模商業施設、博物館・美術館、観光地、市場等では、出入口付近、ロビーでの滞在時間を極力短くする。特に、屋外の遺跡等の観光地（ギザの3大ピラミッド、サッカーやダハシュール等のピラミッド等）を訪問する際は滞在時間も最小限にする行程にすること。
- ・ 空港利用：出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限とする。デモ、集会や群衆に遭遇した場合は平穏であると感じても決して近づくことなく、すぐに現場から離れる。

<交通安全>

- ・ 後部座席に乗る（運転手の真後ろの席が比較的安全とされている）。
- ・ シートベルトを締める。（後部座席も同様）
- ・ スピードを押えてもらうよう交渉または伝える。
- ・ 運転中の携帯電話使用を禁止させる。

- ・ 運転が荒く、危険を感じるようであれば勇気持って乗り換える（タクシーの場合）
- ・ 夜間の陸路移動は極力避ける。（23 時～4 時の間は原則不可。やむを得ない場合は事前に事務所に連絡）
- ・ 都市間移動時の交通機関は飛行機、運転手付レンタカー、大型長距離バス、鉄道、とする。マイクロバスでの都市間移動禁止。車両の運転禁止（二輪後部等への同乗を含む）。トゥクトゥク（3輪バイク）の利用禁止。

<一般犯罪>

- ・ 貴重品は常時身につける。
- ・ 公共バスやミニバス（特に混在している場合）を極力利用しない。
- ・ 偽警察官に注意する。
- ・ 銀行や両替所などを出た後、周囲に怪しい人物がいないか確認する。
- ・ カバンは通行車両と反対側の手で持つようにする。
- ・ 早朝・夜間の一人歩き（特に女性、及び酒気帯び時）は避ける。

【ブラジル】全地域共通

- ・ JICA 事務所が判断する止むを得ない場合を除き、三ツ星クラス以上のホテルに滞在する。（Hostel（オステル）、Pensão（ペンソン）等の安価な宿泊施設及び知人宅等ではない民泊（料金徴収型の個人のアパート、民家等）は不可）
- ・ 日の出前・日没後の徒歩での外出は控える。
- ・ 携帯電話は、必ず屋内で使用する。
- ・ ファベラ（スラム街）への立ち入り禁止（ツアーを含む）。
- ・ ブラジル国内で利用可能なローミング・サービス対応可能なスマートフォン（通話アプリ WhatsApp インストール）を必ず持参する。
- ・ 携帯電話を常に通話・着信できる状態にする。※ブラジル入国後の SIM カード購入は、短期旅行者の場合は困難。またブラジルでは携帯電話のレンタルサービスはありません。
- ・ 移動は、タクシー現地事情に精通した信頼のおける人物が運転する車両、または宿泊先が提供する車両を利用して移動する。UBER はリオデジャネイロ州の一部地域を除き（詳細はリオデジャネイロ州の欄を参照）使用可とするが、地域の事情によっては使用を制限することもあり得る。
- ・ ローカルバスの利用は、長期滞在者のみ、かつ任地において生活・業務上必須であり、安全に利用できる場合に限定して認める。（マナウス、レシフェについては、長期滞在者を含めバスの利用は禁止。）
- ・ 都市間移動の場合、深夜早朝（21:00-7:00）発着は避ける。止むを得ず発着が深夜早朝（21:00-7:00）になる場合、空港、駅、バスターミナルと市内間の移動は、現地事情に精通したドライバーが運転する借上車両、又は宿泊先が提供する送迎サービスを事前に手配することを原則とする。
- ・ 車両移動中は窓と鍵を閉め（タクシー等乗車中に窓が開いている場合は運転手に依頼し閉めてもらう）、交差点での信号待ちの間は周囲への注意を怠らない。
- ・ 夜間のバス（市内、中長距離）利用は禁止・バイクタクシーは利用禁止・船舶の利用を希望する場合は、JICA 事務所安全管理担当者に前広に相談する。

サンパウロ州

- ・ JICA 事務所が定めるサンパウロ市内地図(別紙 1-1、1-2)に示す立入禁止地区には立ち入らない。
- ・ サンパウロ市居住者以外の者がサンパウロに宿泊する場合は、JICA 事務所が認める区域内とする。(詳細は別紙 1-1、1-2 参照)
- ・ ルス駅、セ広場、レプブリカ広場周辺は訪問禁止。サンパウロ市営市場(Mercado Municipal)を訪問する場合は、往復ともタクシー等の車両を利用し、周辺地域を絶対に歩かない。
- ・ 近郊鉄道(CPTM、Companhia Paulista de Trens Metropolitanos)は、犯罪被害が多いため利用禁止。

ブラジル連邦区

- ・ 滞在時は、当初から予定していた訪問先・移動ルートから外れずに行動する。

【メキシコ】

1) メキシコ市(クアウテモック区テピート地区を除く)、メキシコ州テオティワカン市(テオティワカン遺跡への渡航のみ)

- ・ 安全対策の3原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。」を徹底する。
- ・ 日頃から行動パターン(通勤時間、使用する道路や施設)を固定しない。
- ・ 銀行又はATMの使用前後、周囲に怪しい人物がいないか確認する。
- ・ デモ・集会・群衆が多く集まる場所へは近づかない。・夜間の外出は最小限に留める。
- ・ 肌の露出を控える等、目立たないように心がける。
- ・ 銃犯罪に遭遇した場合には、身の安全を第一と考えて、決して抵抗せず対応する。
- ・ 夜間と早朝(18時~7時)の外出は極力控える。

2) 通信手段・携帯電話番号を事前に事務所に連絡する。

- ・ 携帯電話を常に通話可能な状態とする。

(通信手段)

- ・ 携帯電話番号を事前に事務所に連絡する。
- ・ 携帯電話を常に通話可能な状態とする。

(移動手段)

- ・ 州をまたぐ都市間移動は原則、航空機を利用する。やむを得ない事情により長距離バスなどの交通手段で陸路移動を計画する場合は、個別に検討するので、発着時刻を明記した計画表と理由を、必ず事前に当事務所代表アドレス宛にEメールにて連絡すること。(利用予定バスは一等クラス以上でノンストップ、8時~17時内の移動を厳守。)
- ・ 各州内を車両で移動する場合は、現地事情に精通したドライバーを雇用または傭上し、日没後の移動は行わない。
- ・ 流しのタクシーの利用は厳禁、タクシー配車アプリ(事務所推奨アプリに限る。ただし、乗車する場所や時間帯に注意する。*別添3参照)やラジオ、待合、空港タクシーを利用する。
- ・ メキシコシティの地下鉄、市営バスの利用は原則禁止。

2) メキシコ市クアウテモック区テピート地区 ケレタロ州 グアナフアト州 アグアスカリエンテス州 ハリスコ州 サンルイスポトシ州 サカテカス州

チアパス州クアウ テモック市、タリス マン町及び周辺地 域、イダルゴ市 セルバ地域（グアテ マラとの国境付近） チワワ州チワワ市 タマウリパス州（マタモロス市、レイノ サ市、ヌエボ・ラレ ド市を除く） ヌエボレオン州モンテレイ大都市圏 及びそれらの周辺 地域（アポダカ市、ガルシア市、ヘネラル・エスコベード 市、グアダルーペ 市、フアレス市、モンテレイ市、サン タ・カタリーナ市、 サン・ニコラス・ デ・ロス・ガルサ市、 サン・ペドロ・ガルサ・ガルシア市の 9 市） シナロア州クリア カン市、マサトラン 市 ミチョアカン州モ レリア市、パツクア ロ市、ラサロカルデ ナス市、アンガングエオ市及びその周辺 地域 アメリカとの国境 付近 バハ・カリフォルニ ア州メヒカリ市、エンセナーダ市 バハ・カリファルニ ア・スル州ラパス 市、ロスカボス市 メキシコ州（テオテ ィワカン遺跡への 渡航を除く） オアハカ州 タバスコ州 ベラクルス州 モレロス州

- ・ 事務所作成の安全対策マニュアルを熟読する。
- ・ 安全対策の 3 原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。」を徹底する。
- ・ 日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。
- ・ デモ・集会・群衆が多く集まる場所へは近づかない。
- ・ 銃犯罪に遭遇した場合には、身の安全を第一と考えて、決して抵抗せず対応する。
- ・ 18 時～21 時の間の外出は極力控え、夜間と早朝（21 時～7 時）の外出は行わない。

（安全な宿舎の手配）

- ・ JICA 事務所が安全状況を確認したホテルに滞在する。それ以外に宿泊する必要がある場合は、必ず事務所の事前承認を得ること。

（通信手段）

- ・ 昼夜、緊急時に連絡が取れる携帯電話を携行し、可能な限り事前にメキシコ事務所に電話番号を連絡すること。事前に確保できず、メキシコ入国後に携帯電話や SIM カードを入手する場合は、入手後、速やかに当該電話番号をメキシコ事務所に連絡すること。・事務所、事務所の承認担当者は、ポータルシステムの本部への通信欄または備考欄に、旅行者の E-mail アドレスおよび上記携帯電話番号を記入する。

（移動手段）

- ・ 州をまたぐ都市間移動は原則、航空機を利用する。やむを得ない事情により長距離バスなどの交通手段で陸路移動を計画する場合は、個別に検討するので、発着時刻を明記した計画表と理由を、必ず事前に当事務所代表アドレス宛に E メールにて連絡すること。（利用予定バスは一等クラス以上でノンストップ、8 時～17 時内の移動を厳守。）
- ・ 流しのタクシーの利用は厳禁、タクシー配車アプリ（事務所推奨アプリに限る。ただし、乗車する場所や時間帯に注意する。*別添 3 参照）やラジオ、待合、空港タクシー を利用する。
- ・ 日没後から早朝（18 時～7 時）の徒歩移動は行わない。

3) チワワ州フアレス市 タマウリパス州マ タモロス市、レイノ サ市、ヌエボ・ラレド市 ゲレロ州（チルパン シンゴ市及びその 周辺地域を除く） ミチョアカ

ン州（モレリア市、パツクアロ市、ラサロカルデナス市、アンガンゲオ市及びその周辺地域を除く）

- ・安全対策の3原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。」を徹底する。
- ・日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。
- ・銀行又はATMの使用前後、周囲に怪しい人物がいないか確認する。・肌の露出を抑える等、目立たないよう心がける。
- ・日没後から早朝（18時～7時）の外出は行わない。
- ・銃器犯罪に巻き込まれた場合は抵抗せず、身の安全を第一と考えて対応する。

（安全な宿舎の手配）

- ・JICA事務所が安全状況を確認したホテルに滞在する。それ以外に宿泊する必要がある場合は、必ず事務所の事前承認を得ること。

（通信手段）

- ・昼夜、緊急時に連絡が取れる携帯電話を携行し、可能な限り事前に当事務所代表アドレス宛にEメールにて連絡すること。事前に携帯電話が確保できず、メキシコ入国後に携帯電話やSIMカードを入手する場合は、入手後、速やかに当該電話番号をメキシコ事務所に連絡すること。

【ベトナム】

- ・別添資料「任国外渡航でベトナムへいらっしゃる方へ（携帯用）」に記載される内容を順守する。
- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所への訪問を最小限とする。「テロ対策マニュアル」を順守する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象

外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

71,802,000円（税抜）

なお、定額計上分 1,754,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めず。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える別提案に関する経費**

（4）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	資料等翻訳費	第5条（1）、（3）、（4）	1,754,000円	資料等翻訳費、	一般業務費

（5）見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

（6）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【エジプト】

東京⇒カイロ

東京⇒ドバイ／アブダビ⇒カイロ⇒ドバイ／アブダビ⇒カイロ

（エジプト航空、エミレーツ航空、エティハド航空）

【ブラジル】

東京⇒アメリカ国内（アトランタ、シカゴ、ダラス、トロント、ヒューストン）⇒サンパウロ（デルタ航空、アメリカン航空、ユナイテッド航空、全日本空輸）

東京⇒ドバイ／ドーハ⇒サンパウロ（エミレーツ航空、カタール航空）

東京⇒チューリッヒ⇒サンパウロ（スイスインターナショナルエアラインズ）

【メキシコ】

東京⇒メキシコシティ（日本航空/全日本航空/アエロメヒコ航空）

【ベトナム】

東京⇒ハノイ（日本航空、全日本空輸、ベトナム航空）

（7）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

2） 上記1）に記載がない国については以下のレートを使用してください。

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(50)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	20	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	20	
(3) 要員計画等の妥当性	10	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	0	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	管理グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/プロジェクト評価1</u>	(20)	(-)
ア) 類似業務の経験	8	-
イ) 対象国・地域での業務経験	2	-
ウ) 語学力	2	-
エ) 業務主任者等としての経験	6	-
オ) その他学位、資格等	2	-
● 副業務主任者の経験・能力: <u>〇〇〇〇</u>	(-)	(-)
ア) 類似業務の経験	-	-
イ) 対象国・地域での業務経験	-	-
ウ) 語学力	-	-
エ) 業務主任者等としての経験	-	-
オ) その他学位、資格等	-	-
② 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(-)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	-
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>プロジェクト評価2</u>	(14)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	4	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	
(3) 業務従事者の経験・能力: <u>プロジェクト評価3</u>	(6)	
ア) 類似業務の経験	3	

イ) 対象国・地域での業務経験	—
ウ) 語学力	—
エ) その他学位、資格等	3